

案件に関連する指摘・対応状況

問題解決済

(1)問題・指摘の概要
株式会社 NJS コンサルタンツがバングラデシュ政府から受注した同事業のコンサルタント契約経費の一部を過大請求した。
(2)原因
上記のとおり。
(3)これまでの対応及び現状等
本事業の業務実施監理コンサルタントからバングラデシュ政府に対する過大請求が「不正又は不誠実な行為」と認められ、「日本国の ODA において不正行為を行った者等に対する措置要領」に基づき、2017 年 9 月 13 日付で 22 ヶ月間の入札参加停止等の措置を行った。 バ国政府内で本事業に係る調査を実施し、2018 年 4 月に調査報告が提出されたが、内容に不十分な点があったため、再調査を実施。2019 年 5 月に報告書が提出され、日本側として同内容を受け入れた。 同調査の結果を踏まえて、2019 年 11 月バングラデシュ政府から過大請求分が返還された。
(4)今後の対応・教訓等
今後も類似の事業において不正・不誠実な行為が行われていないか一層モニタリングを強化する必要がある。